

安全保障理事会決議 2280 (2016)

2016年4月7日、安全保障理事会第7667回会合にて採択

安全保障理事会は、

南スーダンに関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ諸決議 2057 (2012)、2109 (2013) 2132 (2013)、2155 (2014)、2187 (2014)、2206 (2015)、2241 (2015)、2252 (2015) および 2271 (2016) を想起し、

南スーダンにおける事態が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第7章の第41条に基づいて行動して、

1. 決議 2206 (2015) の第9項と12項により課された措置を、2016年6月1日まで更新することを決定し、そして決議 2206 (2015) の第10項、11項、13項、14項と15項の規定を再確認する。

2. 決議 2206 (2015) の第18項に定められた専門家パネルの職務権限を2016年7月1日まで延長することを決定し、遅くとも2016年6月1日までに更なる延長に関して職務権限を再検討しそして適切な行動を取る安保理の意図を表明する。

3. この問題に引き続き取り組むことを決定する。